

N P O 法 人 E t w i n

定 款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、NPO 法人 Etwin と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を群馬県前橋市に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、すべての人が安心・安全に暮らせる地域社会を築くこと、及び孤立を防ぎ、つながりのある地域を実現することを目的とし、その目的に資するため、次の特定非営利活動を行う。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 観光の振興を図る活動
- (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- (6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (7) 環境の保全を図る活動
- (8) 災害救援活動
- (9) 地域安全活動
- (10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (11) 国際協力の活動
- (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (13) 子どもの健全育成を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 自治体と連携した介護予防活動及び研究事業

- ② 地域住民の交流を目的としたイベントの企画・運営
 - ③ 障がい者・高齢者・生活困窮者等への農作業を通じた就労訓練、体験プログラムの企画・運営
 - ④ 福祉施設・就労継続支援事業所と連携した就労支援事業
 - ⑤ 地域農家と連携した農福連携モデルの構築支援及びマッチング事業
 - ⑥ 農産物の生産・加工・販売活動（六次産業化を含む）
 - ⑦ 就労支援事業に関する調査研究及び人材育成、研修の実施
 - ⑧ 介護・地域福祉に関する勉強会・講習会の開催
 - ⑨ リハビリテーション及び介護予防に関する研修会・講習会の開催
 - ⑩ 理学療法、作業療法等に関する研究及び学習機会の提供
 - ⑪ 認知症カフェの企画・運営
 - ⑫ 子ども食堂の実施
 - ⑬ スポーツ大会や地域交流イベントの企画・運営
 - ⑭ 一般介護予防事業
 - ⑮ 目や耳の不自由な方との交流を目的としたイベント・講座・体験会等の企画・運営
 - ⑯ 障がい理解に関する学習会、啓発活動の実施
- (2) その他の事業
- ① 農産物・加工品・関連商品の販売（直売所・オンラインショップ等）
 - ② カフェ・飲食の提供
- 2 その他の事業から生じた利益は、特定非営利活動に係る事業のために使用するものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

- 3 総会は、対面による開催のほか、電磁的方法を用いて行うことができる。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る）によって、総会に参加し、表決することができる。
- 4 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 52 条及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 理事会は、対面による開催のほか、電磁的方法を用いて行うことができる。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る）によって、理事会に参加し、表決することができる。
- 4 本条第 2 項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項、及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって、群馬県内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人または国・地方公共団体に帰属させるものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。なお、法人成立直後の初年度は、徴収しないものとする。

(1) 正会員	入会金なし	年会費	3,000 円
(2) 活動会員	入会金なし	年会費	3,000 円
(3) 賛助会員	入会金なし	年会費	一口 10,000 円(一口以上)
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和8年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年3月31日までとする。

別 表

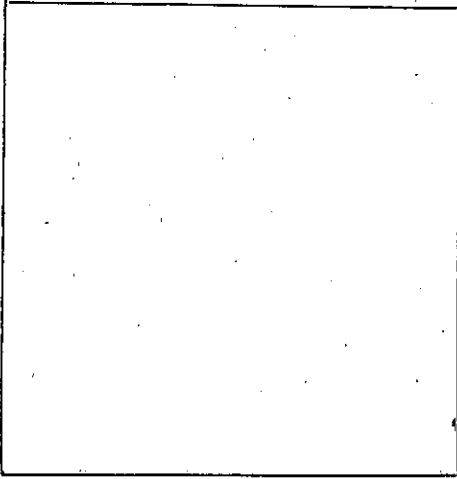
役職名	氏 名	備 考
理事	須藤 丈智	理事長
〃	大山 永晃	
〃	藤井 琢斗	
監事	有田 誠	

(様式例2)

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

NPO 法人 Etwin

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	須藤 丈智		無	理事長
理事	大山 永晃		無	
理事	藤井 琢斗		無	
監事	有田 誠		無	

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

現代社会において、少子高齢化や地域コミュニティの希薄化が進行する中で、安心して暮らせる地域社会の構築が求められています。とりわけ、高齢者や子ども、社会的弱者が孤立することなく、自分らしく生活できる環境の整備は喫緊の課題です。

このような現状を踏まえ、私たちは、すべての人が安心・安全に暮らせる地域づくりを目指し、「NPO 法人 Etwin」を設立することといたしました。本法人は、介護予防の推進や認知症カフェの運営、子ども食堂の実施、地域のスポーツイベントや勉強会などの活動を通じて、世代を超えたつながりを生み出し、孤立のない温かい地域社会を築いていくことを目的としています。

また、行政や他の市民団体とも連携しながら、地域に根ざした継続的な活動を展開し、支援が必要な人々が気軽に立ち寄れるような場所と機会を提供してまいります。

本法人の設立を通じて、誰もが尊厳をもって生きられる地域社会の実現に貢献できるよう、力を尽くしていく所存です。

2 設立申請に至るまでの経過

私たちは、介護予防に関心のある有志が集まり、2023年頃より勉強会や地域活動に取り組んでまいりました。地域包括支援センターやボランティア団体とも連携し、地域イベントや介護予防教室等を段階的に実施してきました。

活動を重ねる中で、以下のような課題を感じるようになりました。

- ・個人での活動には限界があり、より継続的かつ組織的な取り組みが求められること
- ・地域住民のニーズが多様であり、制度の狭間を埋める柔軟な支援の必要性
- ・他団体や行政と連携しやすい体制を整えることの重要性

こうした背景を踏まえ、市民活動を基盤とした法人格の必要性を認識し、特定非営利活動法人の設立を決意しました。

設立にあたっては、賛同者を募り、話し合いの場を設け、定款案や事業計画の検討を重ねました。

また、地域住民や支援者からの意見も取り入れ、誰もが気軽に立ち寄れる“地域の居場所”をつくることを軸に、活動目的や内容を明確にまいりました。

今後は、地域の多世代交流の促進、介護予防の普及、孤立防止を柱とし、持続的かつ実効性ある市民活動の展開を目指してまいります。

令和 7年 7月 20日

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 Etwin

設立(代表)者 住所又は居所

氏 名 須藤 丈智

(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

(様式例 8)

令和 7 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 Etwin

1 事業実施の方針

高齢者や子ども、地域住民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、介護予防の推進、地域交流活動を継続的にを行い、孤立を防ぐつながりの場を提供する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
自治体と連携した介護予防活動及び研究事業	フレイル予防教室	令和7年11月～令和8年3月	堀越町自治会館	2人	地域在住高齢者15人
リハビリテーション及び介護予防に関する研修会・講習会の開催	リハビリテーションに関する講習会	令和7年12月～令和8年3月	群馬医療福祉大学	4人	リハビリに関わる医療従事者20人

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
初年度は実施しない				

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1) 特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。

(様式例 8)

令和 8 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

NPO法人 Etwin

1 事業実施の方針

高齢者や子ども、地域住民が安心して暮らせる地域社会を実現するため、介護予防の推進、地域交流活動を継続的に行い、孤立を防ぐつながりの場を提供する。また、リハビリテーションに関する講習会を実施し、介護予防や地域での包括的な支援につなげる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
自治体と連携した介護予防活動及び研究事業	フレイル予防教室	令和8年4月～令和9年3月	自治会館、公民館等	4人	各回、地域在住高齢者15人程度
リハビリテーション及び介護予防に関する研修会・講習会の開催	学生向けのリハビリテーションに関する講習会（無料開催）	令和8年4月～令和9年3月	群馬医療福祉大学	6人	各回、リハビリに関わる学生20人程度
リハビリテーション及び介護予防に関する研修会・講習会の開催	専門職向けのリハビリテーションに関する講習会（有料開催、講師代）	令和8年4月～令和9年3月	群馬医療福祉大学	6人	各回、リハビリに関わる医療従事者20人程度
地域住民の交流を目的としたイベントの企画・運営	スポーツ交流会	令和8年7月～令和9年3月	大胡総合運動公園等	8人	各回、地域在住者30人程度

(2) その他の事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数
-----	------	--------	--------	----------

実施しない				
-------	--	--	--	--

(備考)

- 1 設立の当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 「2 事業の実施に関する事項」は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 「2 (1)特定非営利活動に係る事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人員、並びに受益対象者の範囲及び予定人数をそれぞれ記載する。
- 4 「2 (1)特定非営利活動に係る事業」のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。
- 5 「2 (2)その他の事業」については、事業ごとに事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所及び従事者の予定人数をそれぞれ記載し、該当する事業を行わない場合にあつては記載を要しない。

令和7年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年3月31日まで

NPO法人 Etwin
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		0
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
介護予防事業収益	0	0	0
講習会事業収益	0	0	0
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	0	0	0
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
施設等評価費用	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	0		0
事業費計	0		0
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	0		0
管理費計	0		0
経常費用計	0		0
当期経常増減額	0		0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0		0
経理区分振替額	0		0
当期正味財産増減額	0		0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※その他の事業を実施しない。

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

NPO法人 Etwin
(単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	30,000		30,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
施設等受入評価益	0		0
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4. 事業収益			
介護予防事業収益	0	0	0
講習会事業収益	20,000	0	20,000
地域交流イベント事業	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0	0	0
雑収益	0	0	0
経常収益計	50,000	0	50,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0	0	0
(2) その他経費			
会議費(会場使用料等)	5,000		5,000
ボランティア交通費	10,000		10,000
広報費	5,000		5,000
各種イベント・備品等	5,000		5,000
講師への謝礼	20,000		20,000
その他経費計	5,000	0	5,000
事業費計	50,000	0	50,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		0
給料手当	0		0
法定福利費	0		0
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	0		0
(2) その他経費			
会議費	0		0
旅費交通費	0		0
減価償却費	0		0
支払利息	0		0
その他経費計	0	0	0
管理費計	0	0	0
経常費用計	50,000	0	50,000
当期経常増減額	0	0	0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額		0	0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

※その他の事業を実施しない。